

令和2年度EMS機器導入促進事業実施要領

令和 2年 4月 1日
(公社)福島県トラック協会

1 助成の対象

EMS機器導入を実施する会員事業者

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 助成金予算額

22,000,000円

3 助成対象機器（別紙参照）

エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器

4 助成額 下記のとおりとする。（消費税は対象外）

EMS車載器… 車載端末機1セットの2分の1で、1台40,000円限度
(千円未満切捨て)で、1会員15台まで

5 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に導入された機器

申請期限：令和3年2月28日までに提出

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とする。

※前年度分は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。

6 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7 その他

車載端末機1セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用を言う。